

## 標準準拠システムの概要及び全項目評価書（素案）の主な変更内容

## I 標準準拠システムの概要

## 標準準拠システムとは

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、国が定める方針、基準、要件（標準仕様書）等を踏まえたシステム

## ガバメントクラウド

標準準拠システムへの移行に伴い、地方公共団体情報システム標準化基本方針に定めるガバメントクラウド（政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービスの利用環境）を活用する

## 国保情報集約システム

「被保険者の資格管理」、「高額療養費多数回管理」を都道府県単位で行うこと、オンライン資格確認のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供を目的として、全国の市区町村が使用しているシステム。東京都下の市区町村は、東京都国民健康保険団体連合会と委託契約を交わし、各市区町村から同連合会には、他のネットワークが介入できない専用線で接続しており、被保険者の資格情報等を伝送している。

このシステムがクラウドに移行するため、移行後のシステムに係るアプリケーション保守業務やシステム運用事務について、新たに同連合会に委託し、その業務を公益社団法人国民健康保険中央会に再委託する。

## II 全項目評価書（素案）の主な変更内容

## ○ガバメントクラウドにおける特定個人情報保護評価について

主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要（国保賦課ファイル、国保資格ファイル、国保給付ファイル、国保収滞納ファイル）
  6. 特定個人情報の保管・消去
    - ①保管場所、③消去方法
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
  7. 特定個人情報の保管・消去
    - ⑤物理的対策、⑥技術的対策

## ○国保情報集約システムのクラウド移行における特定個人情報保護評価について

主な変更点は、次に掲げる項目である。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要（国保資格ファイル、国保給付ファイル）  
4.特定個人情報ファイルの取扱い委託  
委託事項7
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策  
4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託  
特定個人情報ファイルの閲覧・更新者の制限の具体的方法  
特定個人情報ファイルの取扱いの記録の具体的方法  
特定個人情報の消去ルールの内容及びルール遵守の確認方法  
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保の具体的な方法  
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

なお、デジタル庁及びクラウドサービス事業者は特定個人情報にはアクセスしないため、クラウドサービス事業者は番号法上の「委託」先には当たらないと解され、委託に関する以下の項目に関しては変更を想定していない。

- ・ II 特定個人情報ファイルの概要  
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無  
取扱いを委託する特定個人情報保護ファイルの対象となる本人の範囲  
特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無